

議案第122号

大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備 及び運営に関する基準を定める条例の制定について

こども[★]も[★]誰[★]でも通園制度

令和7年9月25日(木)

こども未来部 こども・若者政策課
幼保支援課
保育入所課

目次

1	経緯	．．．．． P 3
2	制度の趣旨	．．．．． P 4
3	制度の位置付け	．．．．． P 6
4	制度概要	．．．．． P 7
5	一時預かり事業との違い	．．．．． P 8
6	従うべき基準と参酌すべき基準	．．．．． P 9
7	制定する条例の概要	．．．．． P 10
8	条例で定める基準	．．．．． P 11
9	条例の構成	．．．．． P 12
10	今後のスケジュール	．．．．． P 13

1 経緯

国が令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」の加速化プランでは、「0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する」と方向性が示された。

これに伴い、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、児童福祉法において「乳児等通園支援事業」が市町村による認可事業として位置づけられた。

令和8年4月からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付が創設され、全市町村で当事業を実施することとなることから、本市においても実施施設の認可基準を定めるため、大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する。

2 制度の趣旨①

こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的とした制度

児童福祉法
「乳児等通園支援事業」

(令和7年4月1日施行)

子ども・子育て支援法
「乳児等のための支援給付」

(令和8年4月1日施行)

- ・「保育の必要性のある家庭」への対応だけでなく、全てのこどもの育ちの保障を課題として、国において、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる制度として創設
- ・令和8年度からは給付化。給付制度となることで一定の権利性が生じる
- ・全国どの自治体でも共通で実施される（全施設での実施までは求められない）

2 制度の趣旨②

●こどもの視点から

- ・ 家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる
- ・ こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができる
- ・ 年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらす

●保護者の視点から

- ・ 専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、孤立感、不安感等の解消につながるとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながる
- ・ こどもへの保育者の接し方を見ることにより、こどもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉えられるなど、保護者自身が親として成長することができる
- ・ 様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいて社会的資源（子育て支援等）を活用することにもつながる

3 制度の位置付け



全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため創設

4 制度概要

- **実施施設**

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園等

- **利用対象**

保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満（3歳の誕生日の前々日まで）のこども

- **実施方法**

一般型：在園児と合同又は専用室や独立施設で定員を別に設けて受け入れを行う

余裕活用型：利用児童数が利用定員総数に満たない場合において、空き定員の枠を活用して受け入れを行う

- **利用可能時間**

こども一人当たり月10時間の枠内で時間単位で柔軟に利用可能

- **就労要件**

保護者の就労要件は問わない

5 一時預かり事業との違い

項 目	こども誰でも通園制度	一時預かり事業
定 義	給付制度 ・ こどもにとって一定の権利性が生じる ・ 全国どの自治体でも共通で実施される	地域子ども・子育て支援事業 ・ 実施については、市町村が地域の実情に応じて判断
視 点	こどもの成長のために「通う」	保護者のために「預かる」
目 的	・ 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する ・ 全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する	就労、病気、保護者負担の軽減など、一時的な保育ニーズへの対応
利用対象と利用時間	0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象とし、こども一人当たり月10時間を上限として柔軟に利用可能	各施設による規定

6 従うべき基準と参酌すべき基準

➤国基準のうち、主な従うべき基準と参酌すべき基準

従うべき基準	参酌すべき基準
・ 安全計画の策定等 ・ 利用乳幼児を平等に取り扱う原則 ・ 虐待等の禁止 ・ 食事 ・ 秘密保持等 ・ 乳児等通園支援事業の区分 ・ 一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準（調理設備） ・ <u>職員の基準</u> ・ 乳児等通園支援の内容	・ 最低基準の目的 ・ 最低基準の向上 ・ 最低基準と乳児等通園支援事業者 ・ 職員の一般的条件 ・ 職員の知識及び技能の向上等 ・ 衛生管理等 ・ 苦情への対応 ・ <u>一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準（調理設備以外）</u> ・ 電磁的記録

※下線部についての詳細は11頁

7 制定する条例の概要

➤ 条例の名称

大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

➤ 条例の趣旨

児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の実施施設の認可基準を定めるため、条例を制定する

➤ 条例の内容

「利用乳幼児が明るく、安全で衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障する」とする最低基準の他、乳児等通園支援の内容、設備の基準、職員の基準等の本市において乳児等通園支援事業を実施する際の設備及び運営に関する基準を定める

➤ 施行日

公布の日から

8 条例で定める基準

▶ 本条例で定める主な基準

・ 設備の基準（第21条）

面積要件

乳児室は、乳児または満2歳に満たない幼児 : 1.65 m²/人

ほふく室は、乳児または満2歳に満たない幼児 : 3.3 m²/人

保育室は、満2歳以上の幼児 : 1.98 m²/人 等

・ 職員（第22条）

原則、専従職員を2人以上配置（半数以上は保育士）

0歳児 1 : 3

1・2歳児 1 : 6（一時預かり事業と同一）

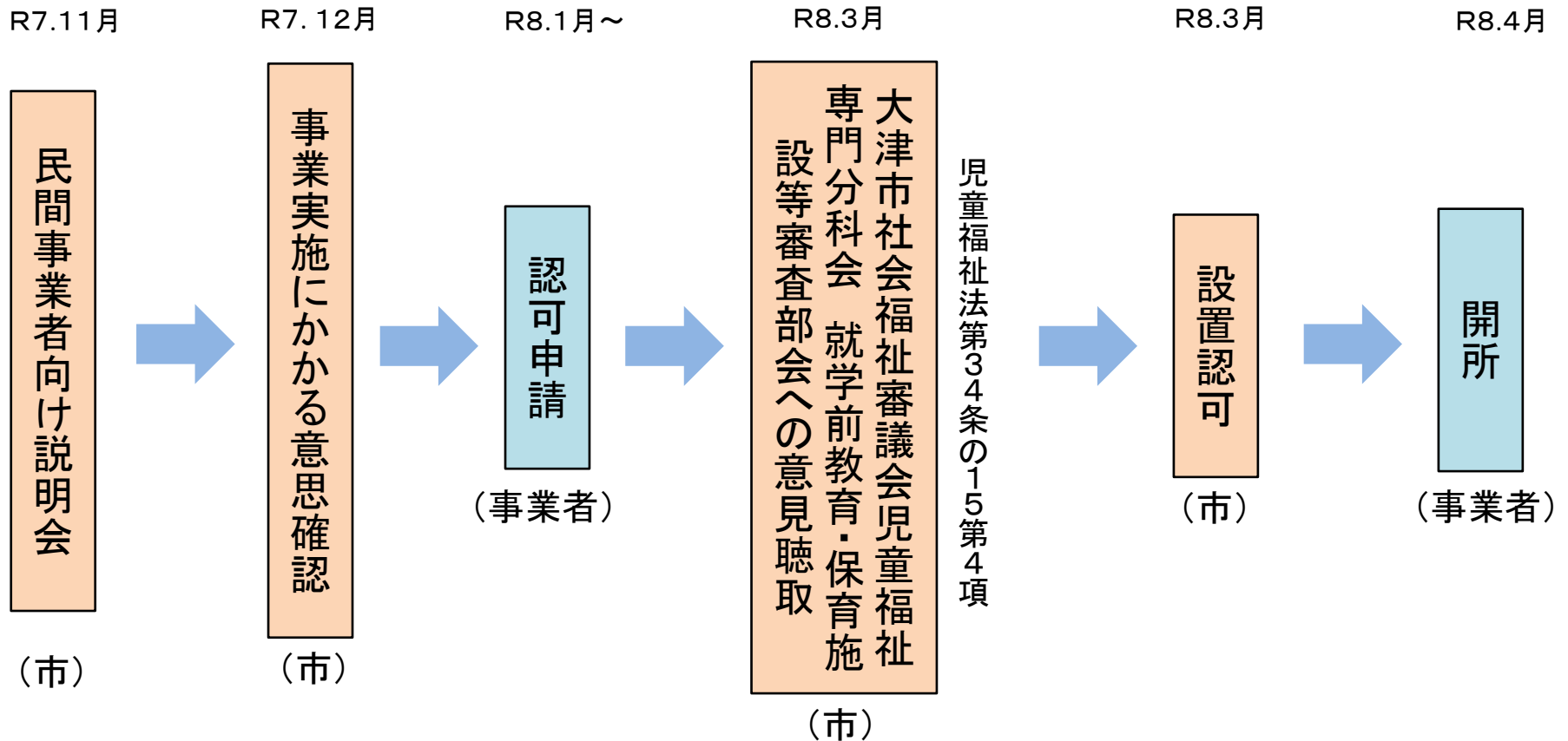
従うべき基準及び参酌すべき基準のいずれも、異なる基準とすべき特段の事情及び地域性が認められないことから、国の基準どおり定める

9 条例の構成

第1条	趣旨	第15条	食事
第2条	最低基準の目的	第16条	乳児等通園支援事業所内部の規程
第3条	最低基準の向上	第17条	乳児等通園支援事業所に備える帳簿
第4条	最低基準と乳児等通園支援事業者	第18条	秘密保持等
第5条	乳児等通園支援事業者の一般原則	第19条	苦情への対応
第6条	乳児等通園支援事業者と非常災害	第20条	乳児等通園支援事業の区分
第7条	安全計画の策定等	第21条	設備の基準
第8条	自動車を運行する場合の所在の確認	第22条	職員
第9条	乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件	第23条	乳児等通園支援の内容
第10条	乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等	第24条	保護者との連絡
第11条	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	第25条	設備及び職員の基準
第12条	利用乳幼児を平等に取り扱う原則	第26条	準用
第13条	虐待等の禁止	第27条	電磁的記録
第14条	衛生管理等	第28条	委任

10 今後のスケジュール

➤ 民間事業所の認可手続



※()は実施主体